

インフルエンザの治療薬に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十三年四月十三日

櫻井 充

参議院議長 井上 裕殿

インフルエンザの治療薬に関する質問主意書

医薬品は政府が承認し、薬価収載が行われなければ基本的には実際の流通は始まらない。このような中、インフルエンザの治療薬で政府が承認したにもかかわらず、薬価収載が大幅に遅れたものがある。

そこで、以下質問する。

一 医薬品の承認から薬価収載まで基本的にはどの程度の期間を要するのか。

二 厚生労働省は、インフルエンザ治療薬「リレンザ」及び「タミフル」の効果についてどのように判断しているのか。

三 一年以上「リレンザ」の薬価収載が見送られた理由は何か。

四 政府が承認すれば医薬品として使用することは可能となるが、薬価収載が遅れた場合でも患者が自己負担すれば使用は可能となるのか。

五 今年の冬はインフルエンザ発生が過去十年間で二番目に少なかったが、もし大流行していた場合これらのインフルエンザ治療薬が使用されなかったことにより、患者はかなりの不利益を被ったと考えられる。承認された医薬品の薬価収載は速やかに行われるべきであると考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。